

美幌町長

調整給付金（※）支給のお知らせ

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法	口座振込
支給日	令和6年〇月〇日（例）
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000（口座名義）
支給額	〇〇万円

調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	□□□□円	□□□□円	= □□□□円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	□□□□円	□□□□円	= □□□□円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	□□□□円	□□□□円	= □□□□円
			↓ 調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			□□□□万円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定**です。

※**令和6年中に市区町村外に転居される方又は転居された方は、この支給のお知らせが追加給付に際して必要となること**があるため、**大切に保管ください**。

なお、**下記のいずれかに該当する場合は、令和6年7月19日（金）までに下記お問い合わせ先までご連絡ください**。必要書類を送付いたします。

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ先
美幌町役場 定額減税補足給付金担当
0152-77-6560